

兵庫県公報

平成27年3月30日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 期間を限り県営住宅の入居の許可を受けた者のうち、小学校又は中学校に在学する子どもを扶養している者等の居住の安定を図るため、当該許可の期間を延長することができるよう、所要の整備を行うこととした。
- 2 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額 の限度額
赤羽第2鉄筋住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町潤和	9,800円
南淡賀集鉄筋住宅駐車場	南あわじ市賀集	2,100円
東浦久留麻鉄筋住宅駐車場	淡路市久留麻	5,100円

- 3 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 3団地 340戸
普通簡易耐火住宅 2団地 7戸
- 4 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 2団地 5戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第6号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「含む」の右に「。以下同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 知事は、前項第1号又は第2号に規定する期間の定期使用許可を受けた者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で、当該定期使用許可の期間を延長することができる。
 - (1) 定期使用許可を受けた者が、当該定期使用許可の期間の満了する日の属する年の4月1日における年齢が17歳未満であり、かつ、当該者と同居している子を扶養している場合 当該定期使用許可の期間の満了する日の翌日から起算して2年を超えない期間
 - (2) 定期使用許可を受けた者が、当該定期使用許可の期間の満了する日において小学校又は中学校（これらに準ずる学校を含む。）に在学し、かつ、当該者と同居している子を扶養している場合 当該子が中学校を卒業する日の属する月の末日までの期間

(3) 定期使用許可を受けた者が、当該者と同居している子を3人以上扶養している場合（当該子のうち少なくとも1人が当該定期使用許可の期間の満了する日において小学校就学の始期に達するまでの子である場合に限る。）当該定期使用許可の期間の満了する日の翌日から起算して10年を超えない期間第40条（見出しを含む。）中「普通県営住宅」を「公営住宅」に改める。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款13の項中

「

134	0.3373	22,900
16	0.3446	22,900
17	0.5672	43,100
3	0.5794	43,100

」

を

「

3	0.5672	43,100
---	--------	--------

」

に改め、同款17の項中

「

36	0.3336	20,600
3	0.3407	20,600

」

を

「

2	0.3336	20,600
---	--------	--------

」

に、

「

19	0.3651	21,600
1	0.3737	24,400

」

を

「

19	0.3651	21,600
----	--------	--------

」

に改め、同款24の項中

「

125	0.3526	19,900
15	0.3604	19,900

」

を

「

5	0.3526	19,900
---	--------	--------

」

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款22の項中

「

9	0.3068	21,800
---	--------	--------

」

を

「

6	0.3068	21,800
---	--------	--------

」

に改め、同款41の項中

「

7	0.4073	22,100
3	0.4170	22,100

」

を

「

4	0.4073	22,100
2	0.4170	22,100

」

に改め、同表2の部普通中層耐火住宅の款103の項中

「

7	1.2862	115,000
8	1.2913	115,200

」

を

「

5	1.2862	115,000
6	1.2913	115,200

」

に改め、同款142の項を次のように改める。

142	削除
-----	----

別表第5 赤羽鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

赤羽第2鉄筋住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町潤和	9,800
-------------	-------------	-------

別表第5 西淡志知鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

南淡賀集鉄筋住宅駐車場	南あわじ市賀集	2,100
-------------	---------	-------

別表第5 津名中田鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

東浦久留麻鉄筋住宅駐車場	淡路市久留麻	5,100
--------------	--------	-------

様式第2号の4中「満了日の属する年の4月1日における年齢が17歳未満であり、かつ、あなたと同居している子を扶養している場合は」を「兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の2第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年兵庫県規則第2

号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中

「

12	42	明石舞子鉄筋住宅	明石市松が丘1丁目	5階建	134	0.3373	23,600
					16	0.3446	23,600
					17	0.5672	44,200
					3	0.5794	44,200

」

を

「

12	42	明石舞子鉄筋住宅	明石市松が丘1丁目	5階建	3	0.5672	44,200
----	----	----------	-----------	-----	---	--------	--------

」

に、

「

16	43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	36	0.3336	21,100
					3	0.3407	21,100
					185	0.3575	22,100
					21	0.3651	22,100
					1	0.3737	25,000
					2	0.3995	26,100
					2	0.3996	25,900

」

を

「

16	43	伊丹野間鉄筋住宅	伊丹市野間北4丁目	5階建	2	0.3336	21,100
					185	0.3575	22,100
					21	0.3651	22,100
					2	0.3995	26,100
					2	0.3996	25,900

」

に、

「

23	44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	125	0.3526	20,500
					15	0.3604	20,500

」

を

「

23	44	伊丹小松原鉄筋住宅	伊丹市西野8丁目	5階建	5	0.3526	20,500
----	----	-----------	----------	-----	---	--------	--------

」

に、

18	47	出石和田山テラス住宅	豊岡市出石町寺町	2階建	9	0.3068	22,800
					2	0.3141	22,800

を

18	47	出石和田山テラス住宅	豊岡市出石町寺町	2階建	6	0.3068	22,800
					2	0.3141	22,800

に、

36	49	五色鮎原テラス住宅	洲本市五色町鮎原南谷	2階建	7	0.4073	22,600
					3	0.4170	22,600

を

36	49	五色鮎原テラス住宅	洲本市五色町鮎原南谷	2階建	4	0.4073	22,600
					2	0.4170	22,600

に、

92	16	6	6	プリムール吉井住宅	西宮市大森町	5階建	7	1.2862	119,200
							8	1.2913	119,500

を

92	16	6	6	プリムール吉井住宅	西宮市大森町	5階建	5	1.2862	119,200
							6	1.2913	119,500

に、

120	19	11	6	プリムール吉井住宅	西宮市大森町	5階建	1	1.2913	119,500
-----	----	----	---	-----------	--------	-----	---	--------	---------

を

120	削除								
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定 平成27年3月31日